

時間帯 B 契約

平成 2 9 年 4 月 1 日

因の島ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	3
6. 料金	3
7. 単位料金の調整	3
8. 名義の変更	4
9. 契約の変更または解消	5
10. 本支管工事費の精算	5
11. 緊急調整時の措置	5
12. その他	6
付則	6
別表 1. ガス料金の算定方法	6
2. 料金表（時間帯別B契約）	7

1. 目的

この契約は、3（9）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以って合理的、経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。（小数点以下切り捨て）
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月の検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月の検針日まで）までの4か月をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法

にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづく地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(13)「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対して時間帯別B契約を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が819立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この内容にもとづき当社と協議のうえ、適用する供給条件を定めた時間帯別B契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの契約にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示していただき、当社はその使用計画にもとづきお客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ①契約最大使用量
- ②契約昼間使用量
- ③契約夜間使用量
- ④契約年間使用量

⑤契約年間引取量

⑥契約月平均使用量

⑦契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。

5. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、今回の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さまの負担とします。)

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

6. 料 金

(1) 料金の支払期限日につきましては、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内といたします。

(2) 当社は、時間帯別B契約は別表の料金表を、適用して算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格に対して上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(4)のとおりといたします。

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝基準単位料金＋0.089円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

69,130円

②平均原料価格（トン当たり）

別表1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG（一般用）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）とLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トン当たりLNG（一般用）平均価格} \times 0.9738 \\ & + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0284 \end{aligned}$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

9. 契約の変更または解消

(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2 (2) によりこの契約が変更された場合には、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合、3の適用条件を満たさなくなった場合には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

11. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

(1) 定額基本料金割引額

$$= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2) 流量基本料金割引額

$$= \frac{\text{流量基本料金単価}}{\text{契約最大使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(3) 昼間基本料金割引額

$$= \frac{\text{昼間基本料金単価}}{\text{契約昼間使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$

(4) 夜間基本料金割引額

$$= \frac{\text{夜間基本料金単価} \times \text{契約夜間使用量} \times \text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}}$$

12. その他

その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本契約の実施期日

本契約は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1 ガス料金の算定方法

(1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計といたします。

① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたとします。

② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料

金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

2 料金表1（時間帯別B契約）

（1）基本料金（甲）

① 定額基本料金

1 か月につき	64,800.00 円（税込）
---------	-----------------

② 流量基本料金

1 立法メートルにつき	1,081.23 円（税込）
-------------	----------------

（2）基本料金（乙）

① 昼間基本料金

1 立法メートルにつき	12.31 円 (税込)
-------------	--------------

② 夜間基本料金

1 立法メートルにつき	3.88 円 (税込)
-------------	-------------

(3) 基準単位料金

1 立法メートルにつき	110.63 円 (税込)
-------------	---------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ガス需給契約書 (時間帯別B契約)

(以下甲という。)と因の島ガス株式会社(以下乙という。)は甲のガス需給について次のとおり契約を締結する。

項目		熱量
		46メガジュール
契約 使用 量 等	契約最大使用量	m ³
	契約昼間使用量	m ³
	契約夜間使用量	m ³
	契約年間使用量	m ³
	契約年間引取量	m ³
	契約月平均使用量	m ³
	契約年間負荷率	%
	年 月(検針月)	契約月別使用量
		m ³
		m ³
		m ³
		m ³
		m ³
		m ³
	m ³	

需給場所	
契約有効期間	
検針日	

- 1.本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、甲・乙双方において何等の申出がない場合は、本契約満了の翌日から更に1ヵ年有効とし、その後の期間についても同様とします。
- 2.本契約の締結により、平成 年 月 日付で締結したガス需給契約書は、本契約の発生と同時にその効力を失うものとします。
- 3.本契約に記載されていない事項については、乙の選択約款(時間帯B)契約および乙の一般ガス供給約款によります。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各その1通を保有する。

平成 年 月 日

需要者(甲)

供給者(乙) 広島県尾道市因島田熊町5037
 因の島ガス株式会社
 TEL 0845-22-2222